



第十一回特別弔慰金のお知らせ

特別弔慰金の趣旨

今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔意の意を示すため、戦没者等の遺族に特別弔慰金（記名国債）を支給するものです。

支給対象者

戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和2年4月1日（基準日）において「恩給法による公的扶助料」や「戦傷病者戦没遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給します。

- 1 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- 2 戦没者の子（戦没者等の死亡当時の胎児を含む）
- 3 戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
※戦没者等の死亡当時、生計関係を有しているか等の要件があります。
- 4 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪等）

支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債

請求期間 令和2年4月1日～令和5年3月31日

（請求期間を過ぎると第十一回特別弔慰金を受けることができなくなりますのでご注意ください。）

問合せ 福祉課 福祉グループ ☎21-2120



国民年金保険料変更のお知らせ

国民年金保険料は、物価・賃金の変動に応じて年度ごとに改定され、令和2年4月からの保険料は、**月額16,540円**となりました。（令和2年3月までは月額16,410円）

【保険料の主な支払い方法】

- ①納付書による現金納付 ②口座振替 ③クレジットカード納付

※納付書は、4月上旬に日本年金機構から送付されていますが、紛失などで手元に無い場合は再発行することができますので、最寄りの年金事務所へお問合せください。

※口座振替およびクレジットカード納付は、事前に届出が必要となります。届出書は役場にあるほか、日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp/> からダウンロードすることもできます。

問合せ 福祉課 福祉グループ ☎21-2120
小樽年金事務所 国民年金課 ☎0134-23-4236



浄化槽設備補助制度のご案内

下水道が整備されていない地域を対象に、浄化槽を設置する方に補助金を交付します。

- 補助対象**
- ・専用住宅もしくは延べ床面積の1/2以上居住部分を有する併用住宅。
 - ・町民であって、自ら所有し、かつ居住する住宅であること。ただし、住宅を借りている者で所有者の承諾を得ている場合は、この限りではない。
 - ・賃貸又は売却が目的でないこと。
 - ・町税を滞納していないこと。

補助金額 設置費用の6割を助成。（設置する槽の規模により上限額があります。）

貸付制度 設置費用のほかに排水設備工事、水洗化工事等が必要になることから貸付制度がご利用できます。単独浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する場合において、宅内配管工事として、合併処理浄化槽への流入管、弁の設置及び住居の敷地に隣接する側溝までの放流管の工事についても助成します。（上限額があります。）

◎補助金の交付を希望する方は工事着工前にご相談ください。

申請期限 9月30日（水）まで

問合せ 環境対策課 廃棄物対策グループ ☎21-2118